

改訂後	改訂前
<p>第9条（公租公課・費用等の負担）</p> <p>1. カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、本人会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、本人会員は変更後の公租公課を負担します。</p> <p>2. カード利用による支払金等の支払、カードの返却、甲および乙所定の届出および問い合わせ、その他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料および再振込手数料、乙指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等）は、本人会員の負担とします。</p> <p>3. 会員は甲が提供するコスモ・ザ・カードお客様サイト（以下「サイト」といいます）に記載の「ネット会員」規約に同意の上、甲指定の方法により、カードご利用代金請求書情報をインターネット等で閲覧することが出来ます。また、ご利用代金請求書情報について書面による通知を希望する本会員は、甲指定の方法により甲へ申し出るものとし、甲および乙がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、乙は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。乙は、書面による通知を実施する場合で当該通知が乙の義務に属しない場合には、本会員に対し書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することが出来るものとし、本会員は、ご利用代金請求書情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金請求書情報を受領後10日以内に乙に対し異議を申出るものとし、ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金請求書情報を通知しない場合があります。</p> <p>4. 会員の要請によりカードを再発行したときは、乙は本人会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。</p> <p>5. 会員が金銭の受領のために現金自動預払機（ATM）等を利用したときは、乙は本人会員に対し、次の各号のいずれかの利用料を請求することができます。</p> <p>①利用した金額が1万円以下のときは110円（税込）</p> <p>②利用した金額が1万円を超えるときは220円（税込）</p>	<p>第9条（公租公課・費用等の負担）</p> <p>1. カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課（消費税等を含む。以下同じ）は、本人会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、本人会員は変更後の公租公課を負担します。</p> <p>2. カード利用による支払金等の支払、カードの返却、甲および乙所定の届出および問い合わせ、その他本規約に基づいて要する全ての費用（金融機関への振込手数料および再振込手数料、乙指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等）は、本人会員の負担とします。</p> <p>3. 会員は甲が提供するコスモ・ザ・カードお客様サイト（以下「サイト」といいます）に記載の「ネット会員」規約に同意の上、甲指定の方法により、カードご利用代金請求書情報をインターネット等で閲覧することが出来ます。また、ご利用代金請求書情報について書面による通知を希望する本会員は、甲指定の方法により甲へ申し出るものとし、甲および乙がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、乙は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。乙は、書面による通知を実施する場合で当該通知が乙の義務に属しない場合には、本会員に対し書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することが出来るものとし、本会員は、ご利用代金請求書情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金請求書情報を受領後10日以内に乙に対し異議を申出るものとし、ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金請求書情報を通知しない場合があります。</p> <p>4. <u>本人会員は、カード利用による支払金等を、甲および乙の都合によるものでなく遅延し、甲および乙が以下の各号の手続きを行った場合は、その手続きに要する費用として210円（税込。以下「回収事務手数料」といいます。）を支払うものとし、ただし、キャッシングの支払金の場合、利息、遅延損害金、および回収事務手数料が融資金元金額に対し、年率で利息制限法の所定金利を超える場合はこの限りではありません。</u></p> <p>①<u>金融機関に再度口座振替の依頼をした場合。</u></p> <p>②<u>本人会員宛に振込用紙を送付した場合。</u></p> <p>③<u>本人会員宛に乙所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合。</u></p>

5. 会員の要請によりカードを再発行したときは、乙は本人会員に対し、カードの再発行手数料1,100円（税込）を請求することができます。

6. 会員が金銭の受領のために現金自動預払機（ATM）等を利用したときは、乙は本人会員に対し、次の各号のいずれかの利用料を請求することができます。

①利用した金額が1万円以下のときは110円（税込）

②利用した金額が1万円を超えるときは220円（税込）